香陵運動部支援基金運用規程(案)

(趣旨)

第 1 条 この規定は、香陵運動部支援基金規約第 4 条に定める事業の実施について、 具体的事項を定めるものである。

(対象範囲)

- 第2条 この基金による支援の対象範囲は、次のとおりとする。
 - (1)沼津東高等学校に在籍している生徒
 - (2)沼津東高等学校が公認している運動部及びその指導者
 - (3)その他運動部支援に必要なこと。

(支援対象の申請)

第 3 条 支援の対象として申請を希望する場合は、学校と当該運動部 OB 会長連名により 委員長に申請するものとする。

(選考)

第 4 条 前条に基づく申請があった場合は、委員会は速やかにその内容を調査し、その結果を選定会議に上程する。

(支援・表彰対象の決定)

第 5 条 前条により上程された支援の対象については、選定会議において審議し決定する。 (選定会議)

第6条 選定会議は、委員会の委員で構成し、委員長が主宰する。

(支援対象への通知)

第 7 条 第 5 条により決定した支援対象への通知は、委員長がこれを行う。

(贈呈の時期及び方法)

第 8 条 第 5 条により決定した支援対象への贈呈は、選定会議終了後速やかに委員長が これを行う。

(代表幹事会への報告)

第 9 条 委員長は、贈呈終了後速やかに代表幹事会において、支援対象の選出、決定の 経緯及びその内容について報告するものとする。

附則

この規程は、平成16年 月 日から施行する。